

## 合併に係る事後開示書類

当社は、会社法第801条第1項および同第3項並びに会社法施行規則第200条の定めに従い、下記のとおり吸収合併により吸収合併存続会社が継承した吸収合併消滅会社の権利義務その他の吸収合併に関する事項として契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併の効力発生日

2020年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における反対株主及び債権者異議申述手続の経過

吸収合併消滅会社について、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

また、吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に従い、2020年8月3日に官報による債権者への公告を行い、かつ、知れたる債権者へ個別の催告を行いました。同条第1項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における反対株主及び債権者異議申述手続の経過

当社は、会社法第797条第4項の規定に基づき、2020年8月3日に官報により株主に対して公告を行いました。同条第1項に従い当社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

また、当社は、会社法第799条第2項及び第3項ならびに定款第5条（公告の方法）に従い、2020年8月3日に官報及び電子公告により債権者への公告を行いました。同条第1項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から継承した重要な権利義務に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社より資産・負債及びその他の権利義務一切を継承しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載がされた事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2020年10月14日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

原本に相違ないことを証明します。

2020年10月1日

株式会社テクノスジャパン  
代表取締役 吉岡 隆



## 合併契約書

株式会社テクノスジャパン(以下、「甲」という。)と株式会社アック(以下、「乙」という。)とは、会社合併に関し次のとおり契約を締結する。

### (合併の態様)

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併(以下「本合併」という。)し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

#### (1) 吸収合併存続会社

商号 株式会社テクノスジャパン

本店 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

#### (2) 吸収合併消滅会社

商号 株式会社アック

本店 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号

(合併に際して交付する金銭等)

第2条 甲は、乙の全株式を保有しているため、乙の株主に対してその株主に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

### (甲の資本金等)

第3条 合併により、甲の資本金、準備金は増加しない。

### (合併効力発生日)

第4条 甲及び乙の合併効力発生日は2020年10月1日(木)とする。ただし、この日までに合併に關して必要な手続きが終了しないとき、その他やむを得ない事情等があるときは甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

### (会社財産の引継)

第5条 乙は合併効力発生日までにおける計算を明確にし、合併効力発生日において財産及び権利義務等的一切を甲に引き継ぐものとする。

### (従業員の処遇)

第6条 甲は、合併効力発生日において、乙に在籍する者を甲の従業員として引き続き雇用する。ただし、勤続年数は乙における年数を通算し、その他の取扱いについては、甲乙協議のうえ定める。

### (会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約の締結後、合併効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその財産の管理及び業務の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような事項については、あらかじめ甲乙協議のうえこれを行うものとする。

### (合併承認総会)

第8条 本合併は、甲においては会社法第796条第3項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

### (合併条件の変更及び合併契約の解除)

第9条 本契約締結の日から合併効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙は協議のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

### (費用負担)

第10条 合併実施にいたるまでの手続き等にかかる費用については、甲乙協議のうえその負担者を決定するものとする。

### (合併契約の効力)

第11条 本契約は、法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

### (本契約書に規定外の事項)

第12条 本契約書に定めるもののほか、合併に關し必要な事項は本契約の趣旨にしたがって甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書1通を作成し、記名押印のうえ甲がその正本を保有する。

2020年7月10日

(甲) (本店) 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

(商号) 株式会社テクノスジャパン

(代表者) 代表取締役 吉岡 隆



(乙) (本店) 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号

(商号) 株式会社アック

(代表者) 代表取締役 奥出 聡

